

# 入 湯 税

ようこそおいでくださいました。ごゆっくりおくつろぎください。

由布市では鉱泉浴場の入湯客に対して「入湯税」をいただくこととしております。

「入湯税」は国の法律(地方税法第701条)と由布市税条例で定められた鉱泉浴場の入湯客に対して課税される税金で、特定の目的に使われる目的税です。

施設の経営者がお客様からいただいた入湯税を由布市に納める仕組みになっており、税額は以下のとおりとなっております。

ご理解、ご協力をお願いいたします。



## 税 額

1. 宿泊の場合
  - ①宿泊料金 4,000円以下(消費税別)  
1泊につき 1人100円
  - ②宿泊料金 4,001円以上(消費税別)  
1泊につき 1人250円

(令和6年10月1日宿泊分より)  
※宿泊者は入湯したものとみなします。  
※12歳未満は非課税です。
2. 日帰り入浴
  - ①利用料金400円以上(消費税別)  
1人 70円

入湯税は次のような事業の一部に使われます。

(地方税法第701条)

- ・環境衛生施設の整備
- ・鉱泉源の保護及び管理施設の整備
- ・観光の振興(観光施設の整備を含む)
- ・消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備



## 由 布 市